

寒河江市告示第54号

寒河江市下水道条例（昭和57年市条例第40号）第6条第1項の規定により、次の者を寒河江市指定下水道工事店として指定するので、同条例第6条の3第2項の規定により告示する。

令和7年11月25日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒 河 江 市 指 定 下 水 道 工 事 店

指定番号	指 定 工 事 店 名	代表者氏名	営 業 所 所 在 地	指 定 期 間
218	株式会社寒河江住宅サポート	代表取締役 大場 亮一	寒河江市大字宮内 40番地の8	令和7年12月 1日から 令和12年 4月30日まで
219	株式会社R E C R A S	代表取締役 今田 博之	山形市蔵王半郷 250番地8	令和7年12月 1日から 令和12年 4月30日まで
220	株式会社藤倉設備	代表取締役 藤倉 利英	山形県東置賜郡川西 町大字黒川325番 地の1	令和7年12月 1日から 令和12年 4月30日まで